

委 託 仕 様 書

委 託 名 : 平井排水センター中央監視装置ほか点検業務委託
履 行 場 所 : 岡山市中区平井五丁目 1 番 4 9 号
履 行 期 間 : 契約締結日より 令和 8 年 2 月 27 日まで

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

(目的)

第 1 条 本仕様書は、上記業務委託の基本的内容について定める。受託者は、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）に基づいて本市関係職員（以下「監督員」という。）の指示に従って誠実に履行すること。

なお、本業務は設計図書及び業務に関係ある法令、条例等に準拠し、定められた期間内に優秀な技術で履行するものとする。

(提出書類)

第 2 条 受託者は、本業務について次の関係書類を提出すること。

(1) 着手時に提出する書類

- ア 課税事業者届
- イ 業務責任者届
- ウ 工程表（委託作業表）
- エ 委託着手届
- オ 再委託届出書 ※ 1

(2) 点検毎に提出する書類

- ア 委託報告書
- イ 不具合報告書（不具合発見時）

(3) 完了時に提出する書類

- ア 委託業務写真帳（A 4 カラー・工程毎）
- イ 委託完了通知書

(4) その他監督員の指示する書類

- ※ 1 再委託がある場合

(業務責任者)

第 3 条 業務責任者は、監督員の監督を受け、履行管理、機器材料等の保管ならびに現場作業員の管理、及び本業務に関する一切の事項を処理すること。

(疑義)

第 4 条 設計図書に明示のない場合、又は履行上変更が生じた場合は監督員と協議し、その指示に従うこと。

(法令、条例等の適用)

第 5 条 受託者は、本業務の履行に関係ある法令、条例等を遵守し、必要な届出手続きは予め監督員に関係書類を提出し、その承認を得た後に受託者がこれを代行する。これらに要する費用は、特別に指示指定したもの以外は全て受託者の負担とする。

(災害防止等)

第 6 条 本業務の履行に当たっては、作業に従事する者の安全災害防止対策等に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業保安法令に違反することのないよう、特に留意して行うこと。なお、履行中第三者に危害等を与えた場合は、受託者の責務において誠意をもって解決すること。

(臨機の処置)

第 7 条 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督員に報告すること。また、本業務履行中において対象の機器等に異常が発見された場合は、軽微な異常は調整、修理を行い、重大な異常は、監督員に直ちに報告し協議を行うこと。

(現場作業等の承認)

第 8 条 業務履行の順序方法等については、あらかじめ本市の承認を受けること。

(官公署その他への手続き)

第9条 本業務に必要な届出、手続等は、あらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後に受託者がこれを代行すること。これらに要する費用は、特別に指示指定したもの以外は全て受託者の負担とする。

(有資格作業)

第10条 受託者は本業務進捗に関し、法令等の定めるところにより有資格者の常駐等が必要な場合は、受託者の責任義務にて措置し、現場の安全就労と円滑な進捗に努めること。

なお、有資格者等を選任する場合は、作業前に有資格者を証する書類の写しを提出し監督員の承認を得ること。

(弁済復旧)

第11条 本業務の履行に際し、建造物、機器等を損傷しないように十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。

なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

(整理整頓)

第12条 受託者は、本業務の履行期間中および業務完了に際して、監督員の指示に従い履行場所全般の整理、整頓等と後片づけおよび清掃を行うこと。

(別契約の関連作業)

第13条 別契約の関連作業〔工事、修繕、委託等〕については、当該関係者と協力し、履行場所の運転管理も含め、全体の円滑な進捗を図ること。

(業務用電力等)

第14条 本業務の履行及び検査に必要な電力、用水は、原則として市が支給する。使用に際しては監督員の指示により使用し、本市の運転管理等に支障を与えることのないよう十分注意しなければならない。

(使用工具等)

第15条 本業務の履行に使用する工具及び機器類は、受託者の責任において準備するとともに、使用前には十分に点検整備を実施すること。ただし、専用工具等を必要とする箇所について、本市の保有する工具が必要な場合は貸し出すものとする。受託者は、専用工具等の貸し出しを受けたときは、遅滞なく借用書を提出し、貸与品の取扱いには十分注意しなければならない。

(使用材料)

第16条 本業務に使用する材料等は高信頼性、耐久性、安全性を具備した高品質のものであり、材料検討等により最適なものを選定し、既設品と同等もしくは同等以上の性能を有する新品とする。同種の製品、部品等は、完全な互換性を有するものでなければならない。また、J I S等、各種法規、規格に制定されているものについては、これに適合しなければならない。

設計図書に表示されていない軽微な部品について交換が必要と考慮されるものについては、受託者が交換すること。

受託者は、貸与品及び支給材料の引渡しを受けたときは、遅滞なく受領書又は借用書を提出し、貸与品及び支給材料の取扱いには十分注意しなければならない。

(発生材の処理)

第17条 発生材のうち、特記により引渡しを要するものは、清掃を行い指示された場所に整理のうえ、調書を添えて監督員に引渡すこと。

2 発生材のうち、特記により再生資源利用を図ると指定されたものは、構内において分別を行い、所定の再生資源化処理施設等に搬入を行った後、調書を監督員に提出すること。

3 第1項または前項以外の引渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い、適切に処理し監督員に報告すること。

なお、特別管理産業廃棄物が発生した場合は、監督員と協議すること。

(検査)

第18条 本業務の履行期間中、あらかじめ監督員の指示した工程に達した時は、監督員の検査を受け承認を得た後に、次の工程に移行すること。また、委託完了後、受託者は、検査員の指示するとおり検査を受け合格しなければならない。受託者は、検査員の検査に合格しない場合、遅滞なく補修または改造をして再検査を受けなければならない。

(契約不適合)

第19条 本業務の履行における保証期間については、完了検査合格後1年間とする。保証期間中に本業務に起因する不備が発生した場合、受託者の負担において補修を行うこと。

(支払い)

第20条 本業務の支払いは、完了後一括払いとする。

(その他)
第21条 本業務の履行に先立ち、設計図書を参考とし十分に現地調査を行い、監督員と協議し履行すること。

第2章 点検業務

第1節 中央監視装置ほか点検業務

(概要)

第1条 本業務は、平井排水センター中央監視装置及び雨水系シーケンスコントローラほかを点検、整備し、機器制御の信頼性を確保することにより機場の安定した運転性能確保を図るものである。

(業務内容)

第2条 本業務の業務内容は、次のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) 中央監視装置点検 | 一 式 |
| ア 対象機器：中央監視装置 | |
| 明電舎(株)製 CRT監視制御装置 盤名称：ACPU-01(製造番号：ON3287SC) | |
| イ 部品交換：液晶モニター | 1 台 |
| (2) 雨水系シーケンスコントローラ点検 | 一 式 |
| ア 対象機器：雨水系シーケンスコントローラ | |
| 明電舎(株)製 シーケンスコントローラ 盤名称：PLC-01～PLC-04 | |
| 型式：VS-17(製造番号：0R3112MHY14) | |
| イ 部品交換：RIO用電源装置 P4-PS02B | 2 台 |
| (3) 汚水系シーケンスコントローラ点検 | 一 式 |
| ア 対象機器：汚水系シーケンスコントローラ | |
| 明電舎(株)製 シーケンスコントローラ 盤名称：K6B1～K6B2 | |
| 型式：RC500 | |
| イ 部品交換：CPU電源装置 P4-PS02B | 1 個 |
| メモリバッテリー SU38A40157=1 | 1 台 |
| RIO用電源装置 P4-PS01 | 2 台 |

(点検業務)

第3条 点検の実施は事前に監督員と綿密な協議を行い、当該監視制御設備の点検時は最低限の監視制御を稼働させ、監視制御設備の全てが停止することがないように、点検順序、内容及び時間等を考慮して点検を実施すること。

なお、本業務を行う施設は雨水排水による浸水防除を行う施設であることから、降雨等により監督員から作業中断等の指示があった場合は速やかに作業を中断し復旧すること。

(1) 内部清掃及び点検

各機器内部を清掃及び点検するもの。絶縁状態の復旧を図るため、絶縁体及びその周囲は丁寧に清掃すること。

また、点検項目については、メーカー推奨の点検項目のほか下記のとおりとする。

ア プリント基板点検項目

- ①欠け、割れ、クラックの有無
- ②熱劣化、炭化の有無
- ③フィルム面、導体の腐食の有無
- ④導体の浮き、ブリッジ、断線の有無
- ⑤下地銅(銅メッキ)の露出、膨れ、剥離の有無
- ⑥導体にまたがる異物混入の有無

イ はんだ接合箇所点検項目

- ①接合部の亀裂、割れ、剥離の有無
- ②はんだの腐食、劣化の有無
- ③濡れ性の有無

ウ 実装部品点検項目

- ①破損、劣化、腐食の有無
- ②コンデンサの液漏れ、ふくれの有無
- ③接続箇所にまたがる異物混入の有無

(2) 絶縁抵抗測定、各種出力特性試験、実負荷動作試験

点検後に絶縁抵抗測定、各種出力特性試験、実負荷による動作試験などを行い、試運転調整するもの。

(点検報告書等の提出)

第4条 受託者は、点検を実施後速やかに点検内容(点検者、点検項目、点検結果、判定等)、及び点検所見(不良箇所)等を記載した点検報告書を提出すること。

(不具合発見時の報告)

第5条 本業務において点検の結果、分解等精密点検、修理、取替、改造等を必要とする場合は

不具合報告書と共に、当該不具合の解消に必要な費用の見積書を監督員に提出すること。

(部品交換)

第6条 本業務において撤去する部品については、使用可能な物は故障時における予備品として使用するため、撤去後に清掃を行い監督員の指示する場所に納入すること。撤去後に交換部品の取付けを行う前に、必ず清掃を実施し、取付け面の点検を確実に行うこと。